

# 青森県報

第千八百九十七号

平成十三年七月十八日 (水曜日)

## 目次

### 告示

- 種畜の臨時検査の施行……………(畜産課) ……一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……一
- 右……………(同) ……二
- 右……………(同) ……三

### 公告

- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(経営振興課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……三
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……四
- 右……………(同) ……五

### 雑報

- 平成十三年度行政書士試験の実施について……………(総務学事課) ……五

## 告示

### 青森県告示第四百三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により公表する。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木村 守 男

#### 一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する牛

#### 二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成三・七・三	西津軽郡深浦町大字追良瀬字相野山大平地内 深浦町宮 追良瀬牧場

### 青森県告示第四百四十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十年七月八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十三年七月十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに脇野沢村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二番二及び国有林野(二八一林班)地先公

2 区域

有水面

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線、①の地点と③の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(TPプラス〇・四一〇)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田内に設置された蛸田越二等三角点

(北緯四一度〇八分一九秒、東経一四〇度四七分四五秒)から一九〇度一五分九〇八・九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八五度二二一・〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二七五度二三〇・〇メートルの地点

3 面積

八、六四四・七四平方メートル

青森県告示第四百四十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十一年二月二十三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十三年七月十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係圖書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

で横浜町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

上北郡横浜町字下川原六七番、一一四番三、六五番一、五六番、六一番、道路

である国有地、九〇番一及び九三番一地先公有水面

2 区域

次の①の地点と②の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートル)における公有水面と突堤との境界線、②の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑤の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 上北郡横浜町字鶏ヶ沢沢内に設置された下川原四等三角点(北緯四一

度〇五分三一秒、東経一四一度一五分〇七秒)から一九二度〇八分二

三秒二七七・九二メートルの地点

②の地点 ①の地点から三〇二度〇九分一六秒三四・八〇八メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一度四〇分五一秒一二四・三五〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二一度四〇分五五秒二三・五六二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一〇四度一七分五三秒五二・一五七メートルの地点

3 面積

一一、〇四八・一五平方メートル

一一、〇四八・一五平方メートル

青森県告示第四百四十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成九年四月十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十三年七月十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで六ヶ所村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九二番一から九九三番二及び水路である国有地

地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス〇・七九七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 白糠(焼山) 漁港北防波堤に設置された白糠港焼山北防波堤灯台(北緯四一度〇五分五六秒、東経一四一度二三分五七秒)から三四六度〇〇分四五一・四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から八七度三〇分一三二・〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一五九度三〇分六六・〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二四九度三〇分一八六・四メートルの地点

3 面積

一六、二五八・〇四平方メートル

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

よこまちストア類家店

八戸市類家三の二の一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち

八戸市尻内町字八百刈三九の三

代表取締役社長 横町 俊明

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後
一、一五一平方メートル	九九九平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十三年七月十七日

五 届出年月日

平成十三年七月三日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十三年七月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 スミコー設備株式会社
- 二 代表者の氏名 松村憲男
- 三 主たる営業所の所在地 青森県八戸市大字松館長坂一六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一七五八六号
- 五 取消年月日 平成十三年六月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、管、鋼構造物、板金、塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十三年五月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社みちのくパネル
- 二 代表者の氏名 宮下政雄
- 三 主たる営業所の所在地 青森県八戸市下長六丁目二番三〇号
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一二二七六号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、鋼構造物、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十三年六月八日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定

に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 石橋産業株式会社
- 二 代表者の氏名 石橋茂
- 三 主たる営業所の所在地 青森県八戸市小中野二丁目一番一―号
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一六九一四号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、は装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十三年六月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 尻内産業株式会社
- 二 代表者の氏名 森岡正美
- 三 主たる営業所の所在地 青森県八戸市一番町一丁目五番三〇号
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―八)第一一五四三号
- 五 取消年月日 平成十三年六月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可  
 建具工事業に係る一般建設業の許可  
 七 取消しの原因となった事実  
 平成十三年六月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年七月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 大東建設
- 二 氏名 石上秀夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森県八戸市南類家五丁目一番三九号
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一五四七四号
- 五 取消年月日 平成十三年七月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年六月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

雑 報

平成13年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により引表の都道府県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)第8に基づき、次のとおり公示します。

平成13年7月18日

財団法人行政書士試験研究センター  
 理事長 砂子田 隆

- 1 試験期日 平成13年10月28日(日) 午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験場所

試験地	試 験 場	所 在 地
北海道	北海道学園大学豊平校舎 函館勤労者総合福祉センター(サ ン・リフレ函館) 道北経済センタービル(旭川商工 会議所) 釧路公立大学	札幌市豊平区旭町4-1-40 函館市大森町2-14 旭川市常盤通1丁目 釧路市芦野4-1-1 青森市橋本1-2-25 盛岡市山王町4-1 仙台市青葉区北根黒松2-10 秋田市御所野地蔵田3-1-1 山形市片谷地515
青森県	青森県教育会館 岩手県自治会館	青森市橋本1-2-25 盛岡市山王町4-1
岩手県	メイツフェアプラザ仙台台フッセ 秋田テルサ	仙台市青葉区北根黒松2-10 秋田市御所野地蔵田3-1-1
秋田県	山形短期大学(旧山形女子短期大 学)	山形市片谷地515
山形県	山形短期大学(旧山形女子短期大 学)	山形市片谷地515
福島県	日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原1
茨城県	茨城大学教育学部 宇都宮大学峰キャンパス	水戸市文京2-1-1 宇都宮市峰町350
栃木県	宇都宮大学峰キャンパス	宇都宮市峰町350
群馬県	群馬大学	前橋市荒牧町4-2
埼玉県	埼玉大学	さいたま市下大久保255
千葉県	日本大学生産工学部津田沼校舎	習志野市泉町1-2-1
東京都	慶應義塾三田校舎 日本大学文理学部 日本大学法学部(三崎町校舎)	港区三田2-15-45 世田谷区桜上水3-25-40 千代田区三崎町2-3-1
神奈川県	東海大学湘南校舎 新瀧大学人文法経学部	平塚市北金目1117 新瀧市五十嵐2の町8050

富山県	富山大学工学部	富山市五福3190
石川県	石川県地場産業振興センター	金沢市戸水町480
福井県	福井県立大学	吉田郡松岡町兼定島4-1-1
山梨県	山梨学院大学	甲府市酒折2-4-5
長野県	J A長野県ベル (長野会場)	長野市北石堂町1177-3
	松本歯科大学 (松本会場)	塩尻市広丘畑原1780
	駒ヶ根総合文化センター (駒ヶ根会場)	駒ヶ根市上穂栄町23-1
岐阜県	岐阜県立岐南工業高等学校	岐阜市本荘3456-19
静岡県	静岡大学共通教育棟	静岡市大谷836
愛知県	名城大学天白校舎	名古屋市天白区塩釜口1-501
三重県	三重大学共通教育3号館	津市上浜町1515
滋賀県	滋賀立命館大学びわこ・くさつキャンパスフオレストハウス (滋賀会場)	草津市野路東1-1-1
京都府	京都立命館大学衣笠キャンパス (京都府会場)	京都市北区等持院北町56-1
大阪府	大阪府立大学	堺市学園町1-1
兵庫県	姫路工業大学書写キャンパス	姫路市書写2167
	神戸学院大学	神戸市西区伊川谷町有瀬518
奈良県	奈良県立平城高等学校	奈良市朱雀2-11
和歌山県	県民交流プラザ和歌山ビッグイ愛	和歌山市手平2-1-2
鳥取県	鳥取県庁講堂	鳥取市東町1-220
島根県	島根大学	松江市西川津町1060
岡山県	岡山県立大学	総社市窪木111
広島県	広島経済大学	広島市安佐南区祇園5-37-1
山口県	山口県セミナーパーク (一般研修棟)	山口市大字秋穂二島1062
徳島県	四国大学	徳島市応神町古川字戎子野123-1
香川県	香川大学教育学部	高松市幸町1-1
愛媛県	松山大学2号館	松山市文京町4-2

高知県	高知県立高知小津高等学校	高知市城北町1-14
福岡県	福岡工業大学	福岡市東区和白東3-30-1
佐賀県	佐賀学園高等学校	佐賀市駅前中央2-9-10
長崎県	長崎県勤労福祉会館 (長崎会場)	長崎市桜町9-6
	佐世保市労働福祉センター (佐世保会場)	佐世保市矢岳町1-2
熊本県	九州東海大学熊本キャンパス	熊本市渡鹿9-1-1
大分県	大分医科大学	大分郡狭間町医大ヶ丘1-1
宮崎県	宮崎県立宮崎大宮高等学校	宮崎市神宮東1-3-10
鹿児島県	鹿児島大学 (鹿児島会場)	鹿児島市都元1-21-30
	鹿児島県大島支庁 (奄美大島会場)	名瀬市永田町17-3
沖縄県	沖縄大学 (那覇会場)	那覇市字国場555
	沖縄県宮古支庁会議室 (宮古会場)	平良市字西里1125
	沖縄県八重山支庁会議室 (八重山会場)	石垣市字真栄里488-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法 (行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成13年4月1日現在施行されている法令に関する出題します。
一般教養 (出題数 20題)	

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

- (1) 受付期間 平成13年8月15日(水)から9月5日(水)まで
- (2) 受付場所 行政書士試験研究センター  
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています)。9月5日の消印があるものまで受け付けます。
- (3) 提出書類 受験願書一式(配布場所については(5)をご覧ください。)
- (4) 受験手数料 7,000円  
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- (5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成13年8月1日(水)から8月28日(火)まで  
郵送を希望する方は、160円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月28日必着のこと)

名称 (財)行政書士試験研究センター  
住所 〒152-8799 目黒郵便局留

イ 窓口配布

配布期間 平成13年8月1日(水)から9月5日(水)まで  
配布場所 (青森県、岩手県及び秋田県の場合)

区分	配布場所	所在地	配布時間
青森県	青森県総務部総務学事課法規班	青森市長島1-1-1	8:30~16:45
	青森県行政書士会	青森市花園1-7-16	9:00~17:00
岩手県	岩手県地域振興都市町村課	盛岡市内丸10-1	8:30~17:45

秋田県	岩手県庁舎内県民室	盛岡市内丸10-1	8:30~18:00
	盛岡地方振興局企画総務部	盛岡市内丸11-1	
	花巻地方振興局企画総務部	花巻市花城町1-41	
	北上地方振興局企画総務部	北上市芳町2-8	
	水沢地方振興局企画総務部	水沢市大手町1-2	
	一関地方振興局企画総務部	一関市竹山町7-5	
	千厩地方振興局企画総務部	東磐井郡千厩町千厩字北方85-2	8:30~17:15
	大船渡地方振興局企画総務部	大船渡市猪川町字前田6-1	
	遠野地方振興局企画総務部	遠野市六日町1-22	
	釜石地方振興局企画総務部	釜石市新町6-50	
	宮古地方振興局企画総務部	宮古市五月町1-20	
	久慈地方振興局企画総務部	久慈市八日町1-1	
	二戸地方振興局企画総務部	二戸市福岡字八幡下11-1	
	岩手県行政書士会	盛岡市菜園1-3-6 農林会館5階	9:00~17:00
秋田県企画振興都市町村課	秋田市山王4-1-1	8:30~17:15	

秋田県行政書士会	秋田市山王 4-4-14 秋田県教育会館 4階	9:00~17:00
----------	----------------------------	------------

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。

(6) 連絡先 (問い合わせ先)

(財)行政書士試験研究センター

電話番号・03-5725-7460

5 特別措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置をとることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成14年1月17日(木) 午前9時

(2) 方 法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示

(掲示) します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

別表 行政書士法第4条第1項の規定により(財)行政書士試験研究センターに試験事務を委任した都道府県知事

北海道知事	埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事
青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭